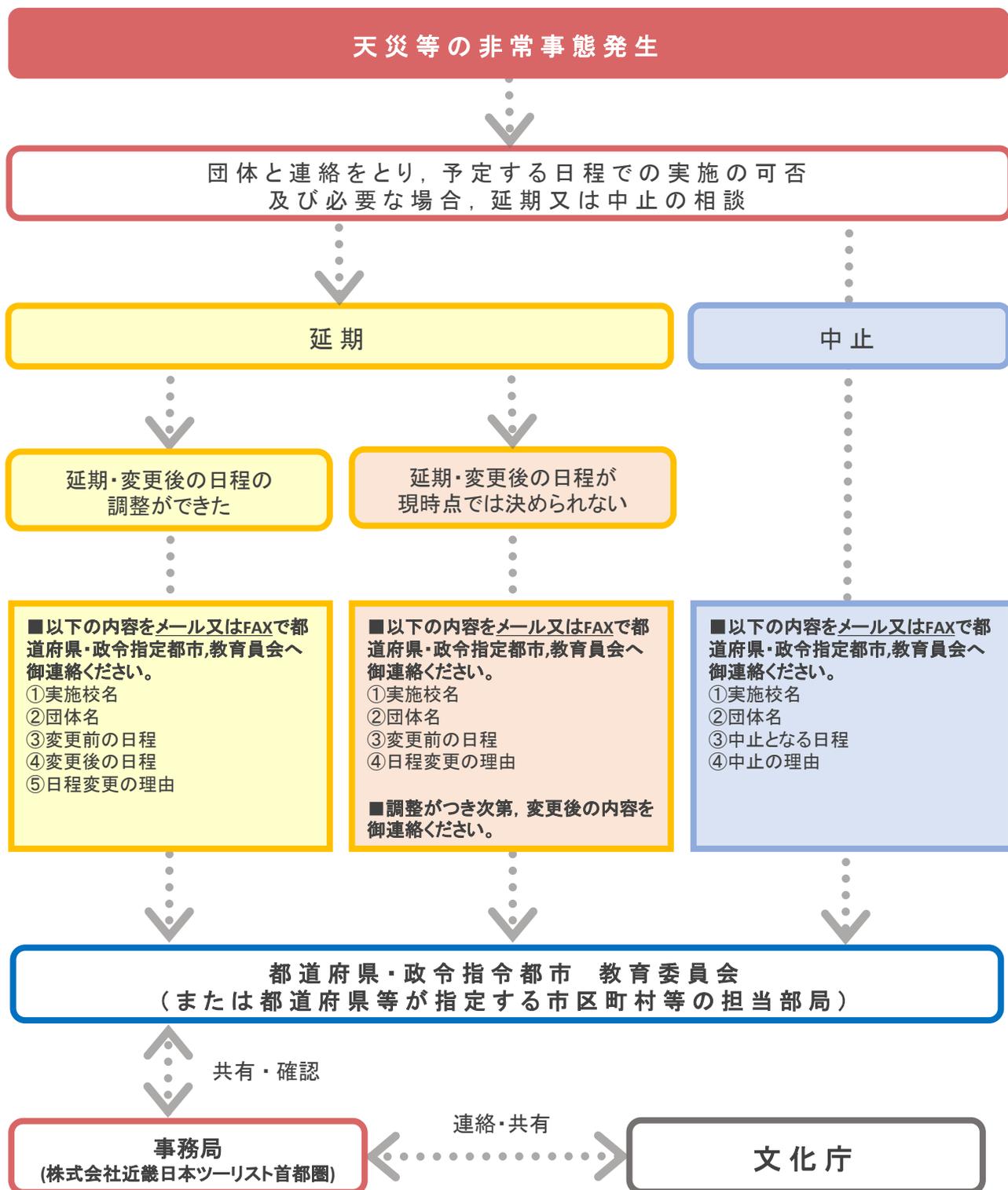


(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き



【日程変更届について】

決定通知と異なる日付での実施となった場合は、実施完了時に報告書とともに「日程変更届」を作成の上、都道府県・政令指定都市を通してご提出ください。(日程変更届の作成については適宜御案内します。)

【事業中止報告書について】

学校、団体からともに中止の申し出があった時点で中止の扱いとし、事務局より都道府県・政令指定都市を通して「事業中止報告書」の作成依頼及び手続の御案内をします。